

広島県告示第五百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項及び第一百二条第三項の規定によつて、令和三年五月十四日次の付議事項について臨時県議会を広島市に招集する。

令和三年五月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

付 議 事 項

- 一 令和三年度広島県一般会計補正予算
- 二 専決処分報告